

姫路市公共施設等総合管理計画

〔平成28年度～平成37年期〕



平成28年(2016年)3月

姫路市



7-11 学校施設

1 施設の現状

(1) 施設種別及び設置目的

施設種別(施設数)	設置目的
小学校 (69)	心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すために設置
中学校 (35)	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すために設置
高等学校 (3)	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すために設置
特別支援学校 (1)	市内に居住する学齢児童又は生徒のうち肢体不自由者であって、障害が学校教育法施行令第22条の3に定める程度のものに対して、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けるために設置
その他施設 (3) 〔学校給食センター〔家島、夢前〕 (2)、 総合教育センター〕	<p>学校給食センター〔家島、夢前〕 編入前の家島町、夢前町及び安富町の区域内に所在する小学校、中学校及び幼稚園における給食業務を効率的かつ能率的に実施するために設置</p> <p>総合教育センター 本市の教育の充実と振興を図るために設置</p>

(2) 施設の経過年数、利用状況

① 小学校

利用状況 経過年数	平成26年度 児童数		
	300人未満	300人以上600人未満	600人以上
短期 (10年以下)	増位、峰相、谷内、家島、 置塩	豊富、中寺	白鷺、津田、勝原
中期 (11年~20年)	野里、太市、八木、妻鹿、 安富南	城西、白鳥、東、城陽、 手柄、網干西、四郷、 香呂	安室東、糸引、高浜、 飾磨、広畑第二、網干、 旭陽
長期 (21年以上)	広畑、南大津、船津、 山田、谷外、的形、林田、 伊勢、坊勢、古知、 前之庄、勘野、上菅、 香呂南、安富北	砥堀、水上、城北、城乾、 高岡西、城東、船場、 大津茂、余部、花田、 御国野、別所、大塩、 菅生	広峰、安室、高岡、曾左、 青山、荒川、白浜、 英賀保、八幡、大津

② 中学校

利用状況		平成 26 年度 生徒数		
経過年数		300 人未満	300 人以上 600 人未満	600 人以上
設置・改修からの期間	短期 (10 年以下)	白鷺、神南、家島、坊勢、安富	増位、大的	朝日
	中期 (11 年~20 年)	城乾、豊富、四郷、置塙	飾磨中部、東、香寺	安室、広畑
	長期 (21 年以上)	城山、花田、林田、鹿谷、菅野	広嶺、書写、東光、琴陵、飾磨東、夢前、網干	高丘、大白書、山陽、灘、飾磨西、大津

③ 高等学校

利用状況		平成 26 年度 生徒数		
経過年数		500 人未満	500 人以上 1,000 人未満	1,000 人以上
設置・改修からの期間	短期 (10 年以下)	—	—	—
	中期 (11 年~20 年)	—	飾磨	—
	長期 (21 年以上)	—	姫路、琴丘	—

④ 特別支援学校、その他施設

設置・改修からの期間	短期 (10 年以下)	書写養護学校、家島学校給食センター、夢前学校給食センター、総合教育センター
	中期 (11 年~20 年)	—
	長期 (21 年以上)	—

2 今後の方向性

小学校及び中学校

平成 27 年 1 月に文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」等を参考に、小学校及び中学校の適正規模・適正配置を検討します。

高等学校

兵庫県教育委員会と連携し、第 4 学区^{※25} 全体で県立高等学校も含めた最適配置を検討します。

特別支援学校

肢体不自由児が学べる市内唯一の特別支援学校であり、かつ、平成 20 年度に大規模改修を行っていることから、当面は現状を維持することとします。

※25 平成27年度入試から、公立高等学校全日制の普通科と総合学科における通学区域を16学区から5学区に変更(第4学区:姫路市、市川町、福崎町、神河町、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町の22校)

その他施設

給食センターについては、平成26年3月に策定した「姫路市学校給食推進基本方針」に基づき、現施設を維持したうえで中学校給食及び旧姫路市域及び旧香寺町域の小学校給食を実施するための給食センターを新たに整備することとします。

総合教育センターについては、本市教育の拠点施設であるため、現状水準を維持することとします。

3 計画期間の取組み等**(1) 小学校及び中学校**

改修・更新の考え方	空き教室の転用を推進するとともに、校舎の建替や大規模改修時等に可能な限り減築による施設のコンパクト化を図ります。
管理運営の考え方	電力等の調達に係る情勢や効果を見極めながら入札の実施を検討するとともに、維持管理経費の軽減を図ります。
計画策定後の取組み	「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(平成27年1月文部科学省策定)」等を参考に、計画期間内に個別実施計画を策定します。

(2) 高等学校

改修・更新の考え方	生徒数の大幅な減少が見込まれる場合は、改修時にあわせて減築による施設のコンパクト化を検討します。
管理運営の考え方	電力等の調達に係る情勢や効果を見極めながら入札を実施するとともに、維持管理経費の軽減を図ります。
計画策定後の取組み	自主管理計画を策定し、予防保全や長寿命化等に取り組みます。

(3) 特別支援学校

改修・更新の考え方	肢体不自由児が学べる市内唯一の特別支援学校であり、かつ、平成20年度に大規模改修を行っていることから、当面は現状を維持します。
管理運営の考え方	電力等の調達に係る情勢や効果を見極めながら入札の実施を検討するとともに、維持管理経費の軽減を図ります。また、県に対して支援措置を要望します。
計画策定後の取組み	自主管理計画を策定し、予防保全や長寿命化等に取り組みます。